

平成31年2月

## 玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

## 玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年2月5日(火)午後1時30分～
2. 開催場所 玖珠町役場 2階 庁議室
3. 出席委員  
1番 河野千代美 2番 安藤 慎八 3番 梶原 光宏  
4番 井上 頼勝 5番 原 孝芳 6番 武石むつ子(副会長)  
7番 園田 龍馬(会長)
4. 出席農地利用最適化推進委員  
1番 小雲 基廣 2番 長尾 亀世美 5番 梶原 啓一  
8番 穴本 和久 9番 武石 和憲 10番 宿利 浩満  
12番 島津 益夫
5. 議事日程  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地転用事業計画変更申請について  
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について  
  
報告第1号 公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について(相続)  
報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について  
報告第4号 農地所有適格化法人要件確認書について

その他

## 6. 農業委員会事務局

事務局長	渡邊 克之	係長	井村 剛秀
主査	井野 俊夫	主査	島津 智美

7. 会議の概要 事務局長	ただ今より2月定例委員会を開催します。よろしくお願いいたします。 園田会長にごあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	<p>農業委員定数7名に対して、全員出席で玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を満たしているため、会議が成立していることを報告します。ここでお願いがございます。議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえ発言して頂きたいと思います。</p> <p>それから、やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となりますので以降議事の進行につきましては会長よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、3番梶原光宏委員、4番井上頼勝委員よろしくお願いいたします。それでは議事に入ります。安藤委員が所用により途中退席されますので、担当案件がある議案第3号から審議します。議案第3号農地転用事業計画変更申請について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号農地法第5第1項の規定による許可後の事業計画変更申請です。</p> <p>番号1、大字森字小場〇〇〇〇-〇、登記簿地目は畑、面積202㎡、外1筆で、合計面積が618㎡です。5条の所有権移転で、譲渡人は〇の〇〇〇〇〇さん。譲受人は〇の〇〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は農家用住宅用地としての転用です。農地の区分は、第2種農地と判断されます。担当委員は、2番安藤委員さんです。</p> <p>この案件につきましては、平成30年2月の定例委員会において審議した案件で、委員会後、〇〇〇〇番の登記簿面積が416㎡あるので、〇〇〇〇番のみで建設可能ではないかと県から指摘され、その結果、〇〇〇〇番のみの許可となりました。ところが、建物登記をする際、〇〇〇〇番については、実測面積が225㎡しかなく、〇〇〇〇番〇に建物がかかっていることが分かったた</p>

議長	<p>め、今回、当初の申請どおり〇〇〇〇番〇も含めて、変更申請を行うものです。以上、1件です。</p> <p>それでは、担当委員さんの説明をお願いします。 番号1について、2番安藤委員。</p>
2番	<p>番号1の調査結果を報告します。本案件については、平成30年2月5日に農業委員会で審議して、許可したものです。内容については事務局が説明したとおりです。</p> <p>今回の申請は、建物を建築して建物登記を申請者が行ったところ、大字森字小場〇〇〇〇番〇に建設した住宅がかかっていることがわかったためです。以前農地転用許可を受けた大字森字小場〇〇〇〇番は、登記簿面積は416㎡あります。しかし、隣接農地を以前測量しており、地積測量図が法務局にあり農地面積が確定していることが今回わかりました。その地図を基に〇〇〇〇番の面積を出したところ、225㎡しかなく、申請者が思っていた土地の境界と異なっていたことがわかったための申請です。</p> <p>事業計画の変更申請を行うにあたり、大字森字小場〇〇〇〇番〇の所有者は申請者の父親であり、贈与契約書の添付もあります。申請に問題ないと考えております。農家用住宅については、以前ご審議して頂いた内容と変更ありません。以上報告を終わります。</p>
議長	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>質疑はありませんか。無いようでしたら採決します。議案第3号農地転用事業計画変更申請について、原案どおり賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。</p> <p>安藤委員退席</p>
議長	<p>次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>



	<p>農家の譲受人が取得し、耕作をする計画です。現況は田で、譲受人が水稻を作付けする計画です。権利の内容は所有権の移転で有償移転です。譲受人の取得後の耕作面積は40a以上あり、通作距離は約500m程度で耕作可能です。譲受人の経営農地は全て耕作されており、農機具の所有状況はトラクターで、農業従事者は本人1名ですが、取得後の耕作に問題ありません。以上報告を終わります。</p>
7番	<p>番号2について、調査結果を報告します。土地の所在は、大字戸畑字異龍〇〇〇番〇で〇〇の〇〇〇〇〇〇〇から国道を挟んで反対側の圃場整備に約〇〇〇m進んだところに位置しています。面積合計は1,200㎡で、水稻栽培を中心とした〇〇町在住の専業農家の譲受人が取得し、耕作をする計画です。現況は田で、譲受人が水稻を作付けする計画です。権利の内容は所有権の移転で有償移転です。譲受人の取得後の耕作面積は40a以上あり、通作距離は約2.5KM程度ですが、現在までも耕作しており、耕作可能です。譲受人の経営農地は全て耕作されており、農機具の所有状況はトラクター、田植機等で、農業従事者は本人、妻の2名です。取得後の耕作に問題ありません。以上報告を終わります。</p>
7番	<p>番号3について、調査結果を報告します。土地の所在は、大字帆足字大釣〇〇〇番で〇〇〇〇〇から、〇〇〇方向に約〇〇〇m進んだ住宅地内に位置します。面積合計は1,110㎡で、水稻栽培を中心とした農林業をおこなっている兼業農家の譲受人が取得し、耕作をする計画です。現況は畑で、譲受人が小麦を作付けする計画です。権利の内容は所有権の移転で有償移転です。譲受人の取得後の耕作面積は40a以上あり、通作距離は約1.3Km程度で耕作可能です。譲受人の経営農地は全て耕作されており、農機具については、親戚に頼んで借りたりしております。管理については、本人がおこなっています。農業従事者は本人1名ですが、取得後の耕作に問題ありません。以上報告を終わります。</p>
3番	<p>番号4について調査結果を報告します。土地の所在は、〇〇〇の〇〇〇自治区より南側になる〇〇〇の方向にある通称〇〇〇地域にあります。この案件は、1月の定例会の議案1号の番号2番で審議した農地の隣に位置します。面積合計は、1,841㎡で</p>

	<p>兼業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。現況は、水田で取得後も水稻を作付する計画です。権利の内容は、所有権の移転で、譲渡人と譲受人の双方の合意による農地の異動です。譲渡人の住所が手元の資料では〇〇〇になっておりますが、実家が〇〇〇地区の〇〇〇にあり、現在〇〇が居住しています。譲受人の農地取得後の耕作面積は、40 a 以上あり、通作距離は約4 Kmです。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有状況はトラクター、コンバイン等で、農業従事者は本人含め2名で農地取得後の耕作に問題はありません。以上報告を終わります。</p> <p>引き続き、推進委員の穴本委員より報告があります。</p>
推進委員 8 番	<p>内容は、梶原委員の発言のとおりです。譲受人が農業に意欲的であり、農地の取得に問題ないと思います。以上です。</p>
1 番	<p>番号5について調査結果を報告します。1月31日に農業委員会事務局、推進委員の河野さんと譲受人で現地を確認しました。土地の所在は、玖珠町大字小田字西田〇〇〇〇番地です。〇〇〇〇〇〇〇の近くです。兼業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。面積合計は、2筆で2,608㎡、現況は田です。権利の内容は、所有権の移転で、譲受人が以前より譲渡人から農地を借り耕作していました。譲渡人は、土地所有者の成年後見人の子どもであり、〇〇〇に在住しており、耕作できず、譲受人への売買による所有権の移転です。譲受人の農地取得後の耕作面積は、40 a 以上あり、通作距離は〇〇〇m以内で近く耕作は可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有状況はトラクター、コンバイン等で、農業従事者は2名おり、農地取得後の耕作に問題ありません。以上報告を終わります。</p>
議長	<p>それでは、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
5 番	<p>5番の〇〇〇〇〇さんの成年後見人〇〇〇〇さんですが、関係はどうなりますか。</p>
事務局	<p>親子です。</p>
議員	<p>質疑はありませんか。質疑がなければ採決をとります。議案第</p>

委員	<p>1号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり許可します</p> <p>島津推進委員退席</p>
議長	<p>次に議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請です。</p> <p>番号1、大字小田字西田〇〇〇〇-〇、登記簿地目は畑、面積266㎡です。申請人は、〇〇〇〇〇成年後見人で〇〇〇の〇〇〇〇〇〇さん。転用目的及び転用理由は、宅地進入路及び駐車場用地としての転用です。なお、平成20年より宅地進入路及び駐車場用地となっており追認案件です。農地の区分は、第2種農地と判断されます。担当委員は、1番河野委員さんです。以上、1件です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員さんの説明をお願いします。</p> <p>番号1について、1番河野委員。</p>
1番	<p>番号1の調査結果を報告します。土地の所在は、玖珠町大字小田字西田です。面積合計は266㎡で畑です。現況は雑種地です。申請者は、〇〇〇〇〇さんの成年後見人〇〇〇〇〇〇さんです。転用目的は、宅地進入路及び駐車場用地です。転用理由は、耕作条件が悪く平成20年頃から造成して、宅地進入路及び駐車場用地として使用していました。土砂の流出又は、崩壊その他の災害の発生の恐れはなく、周囲の営農条件に支障を生じる恐れはありません。過去に農地法違反の該当はありません。以上報告を終わります。</p>
議長	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p>



3番	申請地の隣接の宅地は空き家ですか。
事務局	そうです。
議長	質疑はありませんか。それでは採決します。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。
委員	挙手
議長	全員賛成です。議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。次に議案第4号農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号農用地利用集積計画書についてです。 別冊の議案第4号の最後のページをご覧ください。利用権の設定の新規ですが、3年未満が3件で、5,993㎡、3年～5年が4件で、15,501㎡、10年以上が1件で、1,451㎡、以上、合計8件で、合計面積が22,945㎡です。以上です。
議長	質疑はありますか。無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。
委員	挙手
議長	全員賛成です。以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。引き続き、協議・連絡事項があれば事務局説明をお願いします。
事務局	報告事項を説明。 報告第1号 公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について（相続） 報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について 報告第4号 農地所有適格化法人要件確認書について

議長	<p style="text-align: center;">その他</p> <p>質疑はありませんか。無いようですので、それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会 2 月定例総会を閉会します。</p>
----	--